



「緊急事態宣言」は解除されましたが、**新型コロナウイルス**との長い戦いはまだまだ続きそうです。患者となられた方々、旅館・飲食業などのお仕事に大きな影響を受けた方々、学校に行けなかったお子様方、家庭内でじっと耐えてきた皆様……心からお見舞い申し上げます。

私どもは少人数の個人事務所ですから仕事を進める上で大きな変化はありませんでしたが、それでもお客様や関係者との接触には大変気を遣いました。

ところで、「コロナ」という名前は何に由来するのでしょうか？

「コロナ」で思い浮かべるのは理科で習った「太陽コロナ」とメキシコの「コロナビール」です。調べてみると、いずれも綴りはCORONA（ラテン語）で王冠を意味するのですね。「太陽コロナ」と「コロナウイルス（電子顕微鏡写真）」はその形からコロナと名付けられたようです。コロナビールの名前の由来はわかりませんでしたが、このたびのパンデミックでウイルスとは無関係なのに、色々と影響を受けたようです。

なお「新型コロナウイルス感染症」は英語の Novel Coronavirus disease 2019 を略して「COVID-19」と表記されるということを知りました。一日も早く完全終息するように祈ります。

法律相談 「交通事故 2」 後遺障害による損害評価に 争いがあった事案

(1) Aさんは横断歩道で自動車に衝突されて後遺障害が残ってしまい、その等級を認定されることになりました。後遺障害がある場合、一般に被害者は「後遺障害による逸失利益」という損害賠償を請求でき

ます。しかし、本件では保険会社が逸失利益等の発生を否定してきたため、民事訴訟をすることとなった事例です。

(2) 争点となったのは後遺障害の影響です。本件のような後遺障害については『労働能力喪失率が過大評価されている』と主張する（Aさんには不利な）有名な医学論文があり、これまでの裁判例でもその評価が大きく分かれる傾向がありました。

そこで、このたびの訴訟では、過去の裁判例の内容を踏まえつつ、Aさんに生じた後遺障害の内容・影響を具体的に吟味・検討することを中心とした主張・立証に力を入れました。特に、主治医から確認したAさんの具体的な損傷度合及び今後の回復の見通し等に関する論拠が大きな役割を果たしました。

当事者双方が主張・反論を尽くした結果、示談段階で保険会社側が最終提案した賠償金総額は約500万円程度であったのが、民事訴訟において賠償金総額1,200万円で和解するに至りました。

(3) 本件は後遺障害がもたらす影響について評価が分かれた事案です。将来のことを現時点で評価することは容易ではなく、本件では労働能力喪失率のほか基礎収入についても激しく争われました。

民事訴訟は適正な損害賠償を実現する手続きであり、具体的な事実関係及び正当な論拠に基づいて判断する場です。交通事故の示談を進めるにあたっては、保険会社側から提案された解決案が適正な論拠に基づくか否か、吟味・検討することも必要です。そして当事者間の見解に争いがある場合には、民事訴訟手続で解決を進めることも1つの対応手段となります。

【この事例は依頼者様から書面によるご承諾をいただいて掲載しています】

